

## 平成18年度の概要

### 1 第1号被保険者数

(18年3月末現在) (19年3月末現在)  
100.4万人 → 103.4万人 (対前年比 3.0万人、3.0%増)

### 2 要介護(要支援)認定者数

(18年3月末現在) (19年3月末現在)  
19.5万人 → 19.3万人 (対前年比 0.2万人、0.9%減)  
※ 要介護度が軽度(要支援～要介護2)の認定者数が67.9%を占める

### 3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合(認定率)

(18年3月末現在) (19年3月末現在)  
18.8% → 18.1% (対前年比 0.7%減)

### 4 保険給付支給額

(17年度累計) (18年度累計)  
2,591億円 → 2,554億円 (対前年比 38億円、1.5%減)

### 5 第1号被保険者一人あたりの支給月額

(17年度) (18年度)  
22千円 → 21千円 (対前年比 1千円、4.4%減)

### 6 サービス利用者一人あたりの支給月額

	(17年度)	(18年度)		
①居宅サービス	91千円	91千円	(対前年比	0千円、0.0%)
②施設サービス	294千円	262千円	(対前年比	32千円、10.9%減)
③全体	140千円	136千円	(対前年比	4千円、3.1%減)

### 7 保険料収納額(当該年度分)

(17年度) (18年度)  
429億円 → 532億円 (対前年比 103億円、24.2%増)

### 8 保険料収納率(当該年度分)

(17年度) (18年度)  
97.7%(88.8%) → 97.8%(87.7%) [対前年比 0.1%増(1.1%減)]  
( )内の数値は、普通徴収に係る収納率(再掲)である。

### 9 サービス事業所数

- ① 指定事業所数  
(18年4月1日現在) (19年4月1日現在)  
11,938事業所 → 12,547事業所 (対前年比 609事業所増)
- ② 取消事業所数  
(17年度末累計) (18年度末累計)  
31事業所 → 38事業所 (対前年比 7事業所増)

#### ・被保険者の状況

高齢化の進展に伴い、第1号被保険者数は一貫して増加を続けている。平成18年度の第1号被保険者数は、介護保険事業支援計画上の見込みを上回り、平成12年4月からの7年間で、県全体で852,110人から、1,034,120人へと182,010人(21.4%)増えている。そのうち前期高齢者数は9.6%(47,873人)の伸びであるのに対し、後期高齢者数は38.1%(134,137人)の伸びであり、第1号被保険者全体に占める割合も5.7ポイント程度増加するなど、とりわけ後期高齢者の伸びが顕著である。

#### ・サービス提供体制

介護保険のサービス事業者数は、居宅サービス事業者を中心に増加している。特に認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護の増加が著しい。

サービス事業所の指定取消の状況については、平成18年度末までで20法人38事業所となっている。取消事由は、介護報酬の不正請求、架空請求等であった。

また、介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成は都道府県の事務とされているところである。介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数・合格者数は、試験が開始された平成10年度以降、既登録者数の増加に伴い漸減していたが、受験者数は平成14年度以降増加しており、平成18年度は減少している。また、合格者数は平成15年度から増加していたが、平成17年度から減少している。

#### ・介護給付費及びサービス利用者の状況

介護保険制度施行後、サービス利用者数及び給付費は伸び続けてきたが、平成18年4月の改正介護保険法の施行により、平成18年度の利用者数は前年比で微増、給付費は微減となった。

利用者数については、平成12年4月から平成19年3月までの約7年間で111.9%増加している。

県全体の給付費としては、平成18年度は介護保険事業支援計画で見込んだ額の93.9%程度である。

また、居宅サービス・地域密着型サービス合計の占める割合が伸びているため、利用者一人あたりの平均給付月額、全体で前年度に比し、4.4%減少している。

#### ・介護保険財政安定化基金の状況

平成18年度は、計画どおり858,614,079円を積み立て、年度中の運用益は約2,515万円であった。

また、平成18年度は第3期計画期間の初年度に当たり、保険者からの貸付の申請はなく、基金からの取り崩しは生じなかった。

#### ・審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6～9月に保険者の賦課決定が集中することから、同時期以降に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申し立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成18年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申し立ては、9件であった。